



## 暮らしの変更カレンダー

社会保険料や税制は毎年改正が行われます。どのような改正や変更があるか見てみましょう。



2022年 4月	国民年金保険料 改定	月額 16,590円
4月	老齢基礎年金額（満額） 改定	年額 777,800円
4月	老齢年金の繰上げ減額率 変更 （受給1月あたり）	0.5% → 0.4% ※ 2022年3月31日までに60歳に達している人の減額率は0.5%
4月	老齢年金の繰下げ受給開始の上限年齢・ 最大増額率変更	受給開始の上限年齢 70歳 → 75歳 最大増額率 84% ※ 2022年3月31日までに70歳に達している人の受給開始年齢の上限年齢は70歳
4月	60歳以上65歳未満の在職老齢年金の 支給停止基準額 変更	280,000円 → 470,000円
4月	企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金 （iDeCo）の老齢給付金 受給開始の上限年齢 引き上げ	70歳 → 75歳 ※ 2022年3月31日までに70歳に達している人の受給開始の上限年齢は70歳
5月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の 加入対象者拡大	60歳以上65歳未満の国民年金第2号 被保険者・任意加入被保険者や海外居住 の任意加入の被保険者の拡大 ※ 公的年金を65歳前に繰上げ請求やiDeCoの 老齢給付金の受給者は加入できません。
10月	短時間労働者への被用者保険（厚生年金・ 健康保険）の適用範囲 拡大	事務所の被保険者数 500人超 → 100人超 勤務時間の見込み 1年以上 → 2か月超
2023年 1月	NISA（一般・つみたて）の 口座を設ける対象者の年齢要件 変更	20歳以上 → 18歳以上



10月から産後パパ育休（出生時育児休業）制度ができます。  
育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで、かつ分割して2回まで取得  
でき、出生時育児休業給付金を受給できます。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192